

令和6年度 第1回米子市社会福祉審議会

日 時 令和6年10月17日（木）

18:00～19:40

場 所 ふれあいの里4階

中会議室1・2

○安東係長 ただいまから令和6年度第1回米子市社会福祉審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

では、会に先立ちまして、福祉保健部部長の塚田より御挨拶を申し上げます。

○塚田部長 失礼いたします。皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、この審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。皆様には日頃から本市の福祉行政に御理解と御協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本日は今年度第1回目の審議会でございますが、このたび新たに徳岡様に委員に御就任をいただくことになりました。御快諾をいただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

さて、本日は2件の議題としてこちらで御用意をしているところでございますが、まず1つ目といたしましては、米子市地域“つながる”福祉プランの改訂についてでございます。こちらは今年度が計画の最終年度となっております、これまで現行計画の現状ですとか課題等を整理しまして改訂作業を行ってきたところでございますが、本日は次期計画の素案をまとめましたので御説明をさせていただきたいと思っております。取組が多岐にわたっておりまして、かなりのボリュームとなっておりますが、各分野の委員の皆様の専門的な見地から忌憚のない御意見を頂戴できたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、2つ目といたしましては、令和5年度の米子市の成年後見制度利用支援計画の進捗についてございまして、こちらはこの計画は当審議会におきまして計画の取組等について状況の報告をさせていただきまして、委員の皆様に評価ですとか取組についての御協議をいただくようになっております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○安東係長 ありがとうございました。

先ほど部長の塚田より触れさせていただきましたように、このたび御都合により佐藤委

員が審議会委員を辞任なさいましたので、その旨、御報告させていただきます。

それに伴いまして、新しく徳岡委員に委嘱をさせていただきました。

徳岡委員におかれましては御快諾いただき誠にありがとうございます。失礼ではございますが、時間の関係もございますので、委嘱状交付は割愛させていただきます。お手元の配付に代えさせていただきます。御了承お願いいたします。

それでは、徳岡委員より一言御挨拶を頂戴できたらと思っておりますので、よろしいでしょうか。

○徳岡委員 皆さん、こんばんは。初めましての方もおられますけども、みその児童福祉会のほうで児童の専門でずっとやっております。米子聖園天使園、児童養護施設のほうで勤めておりました。一応3月で退職をしまして、支部長ということで、もう少し子どもたちに関わらせていただいておりますが、今日この会、初めて参加させていただきましたので、また一緒に勉強もさせていただきながら参加させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○安東係長 徳岡委員様、どうもありがとうございました。

続きまして、本日の会議の成立についてでございます。本日、現在の出席人数は7名でございます。米子市社会福祉審議会条例第5条第3項の規定によりまして、10名の委員のうち半数以上の御出席を頂戴しておりますので、本日の会議は成立したことを御報告申し上げます。

続きまして、議題に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと思います。事前に郵送させていただいておりますが、何か不足等ございましたらお申し出いただけますでしょうか。

事前にお配りしてありますが、次第と、議題1の関係で資料1と書いてある、米子市地域“つながる”福祉プランの改訂について、資料1－(1)のA3判の図になっているもの、総合相談支援体制のゴールイメージ図と上に書いてあるもの、また、資料1－(2)ということで改訂案、資料2として成年後見人制度の内容についてお配りをさせていただいているかと思います。

また、本日、委員名簿のほうもお手元に置かせていただいておりますので、そちらのほうも御参照いただければと思っております。

何か不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、以降の議事の進行につきましては尾崎会長にお願いしたいと思ってお

りますので、尾崎会長、よろしくお願いいたします。

○尾崎会長 まず、議題に入る前に、会議の公開、非公開についてですが、今日の本会議の内容からしますと、非公開情報がないということから、今回公開とさせていただき、議事録を作成し、ホームページで公表させていただくことを承諾いただけますでしょうか。

(反対する意見なし)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

では、早速議題に入りたいと思います。

議題の（１）米子市地域“つながる”福祉プランの改訂について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐々木係長 それでは、福祉政策課の佐々木より、米子市地域“つながる”福祉プランの改訂について説明いたします。

本計画は今年度計画最終年を迎え、現在、改訂作業を実施しております。改訂に当たっては、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会にて委員との協議を重ねております。

改訂に向けて、今年はこれまでに４回、推進委員会を開催して協議を重ねてきました。このたび３月の完成に向けて計画案が完成いたしましたので、この場にてそれぞれのお立場からの御意見をいただきまして、いただいた御意見を今後の改訂作業に反映させていきたいと考えております。

それでは、資料１を御覧ください。米子市地域“つながる”福祉プランは、地域共生社会の実現のために、行政計画である地域福祉計画と米子市社会福祉協議会の活動・行動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定した計画です。この２つの計画は地域福祉を推進する上で欠かすことのできないものであるため、計画の理念や目的を共有し、施策や活動のより効率的、効果的な実施を目指して、市と米子市社会福祉協議会が協力して策定しました。

現行の米子市地域“つながる”福祉プランは令和２年度から令和６年度の計画期間で実施しており、今年度が計画最終年度です。そのため、令和７年度から第２次米子市地域“つながる”福祉プランの実施に向けて改訂作業を実施しております。

令和２年度から令和６年度の現行計画におきまして、各年度で取組の評価を推進委員会にて実施し、あわせて計画を改訂するに当たって、総合相談支援センター「えしこに」の利用者に対するアンケートを実施し、そして各種学校におけるワークショップ、地域活動

の代表者の方と意見交換会を実施して、取組の評価や各種調査から本市において7つの課題が見えてきました。

1つ目、多世代交流・福祉人材の充実について、2つ目、相談支援体制の周知・充実について、3つ目、複合化した課題を抱えた世帯への対応、そして4つ目、地域での孤立防止について、5つ目、生活困窮者世帯への対応について、6つ目、福祉教育の全市的な推進について、7つ目、ボランティア体制のさらなる充実について、です。

次期計画に向けて、これらの課題に加えて、現行計画期間中の福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応した項目を取り入れて、現行計画をベースとして改訂に向かいます。

それでは、資料1－（1）の裏面を御覧ください。計画の体系と書いてあるもののほうです。

基本理念は現行計画と同様で、「ともに生き、ともに輝き、ともにつくる福祉のまち」です。この基本理念を達成するために3つの基本目標を設定し、この基本目標の下、各取組を推進していきます。

基本目標の1つ目は、必要なときに支援を届けられる体制づくりです。各種調査から相談支援体制の周知・充実が課題として上げられたこと、そして、現行計画の検証からも支援体制の充実が課題として上げられましたので、次期計画では支援チームを中心とした支援の仕組みづくりを重点項目として掲げ、取組を実施することとしました。

基本目標の2つ目は、地域全体がつながり、支え合うまちづくりです。現行計画から引き続きですが、各種調査、国の動向から、孤独、孤立の状態にある人を地域全体で支え合う体制づくりを重点項目として追加しました。

基本目標の3つ目は、未来へつながる人づくりです。各種調査、現行計画の検証より、福祉人材の不足への対応と、各種学校との連携をより強めるために福祉教育の推進を重点項目として掲げ、取組を実施することとしました。

ここで定めた基本目標を達成するために目指す方針として、資料1－（1）の表に戻りまして、左側です、①から③の体制を整備することとしました。

目標を達成するために、1つ目、エリア区分と総合相談支援体制についてですが、日常生活圏域ごとに支援チームを編成し、全市的な総合相談支援体制を目指します。

目標を達成するために、2つ目、総合相談支援体制の中核となるチーム連携については、4職種が1つのチームとしてそれぞれの圏域で支援に向かいます。

目標を達成するために、3つ目、重層的な福祉圏域の設定と相談支援体制の整備につい

て、市内４つの段階的な福祉圏域を設定し、地域福祉活動や相談支援体制を重層的に機能させて地域福祉を推進します。

右側の図ですが、次期計画で目指す総合相談支援体制のゴールイメージ図を掲載しております。支援チームを核とした多機関による支援体制を構築して支援に向かう。そして既存の制度では解決できない課題について政策決定の場で協議され、政策として事業化し支援に向かうという、一連の流れを図にしております。

多機関協働による支援体制と記載され、支援機関全体を覆うように黄色い四角で包含されておりますが、ここに含まれている全ての機関が課題について連携し、必要に応じて会議を実施することを示しております。

さらに、この多機関協働においては、市職員及び市社協の地域福祉活動支援員で構成する支援チームが中心となり、支援を実施します。住民の方の個別課題については、既に関係ができている相談先であってもそうでなくても、どの機関でも構わないので、この黄色い四角で包含されている機関が相談を受け止める。仮に相談した先の機関が相談内容について専門分野でなくとも、支援チームと連携することで支援につなげることができる体制を示しています。

そして、相談先や連携先で支援に向かうことが困難な場合については、既存の制度での解決を図ることができないかを、関係機関が集まり重層的支援会議を実施して具体的な支援方針を決定します。

また、地域課題につきましても、地域住民同士の話し合いにより解決が難しい場合、個別課題と同様に、その黄色い四角で包含されている機関が相談を受け止め、課題に応じて重層的支援会議を実施しますが、その中でもなお既存の制度では解決が難しい課題については、地域福祉庁内検討会議にて新たな解決策について検討します。

新たな解決策につきましても、その都度、有識者や関係機関と協議を重ねて政策案を組み立てていきます。ここで上がった課題に対する政策案は、政策決定の場で協議されて事業化という形で、具体的な解決策が決定します。

このように、個別課題であっても地域課題であっても最後まで解決につなげることができる体制を構築していくことを次期計画における総合相談支援のゴールイメージとしました。

それでは、資料１－（２）です。こちらは９９ページの資料ですが、こちらの５０ページを御覧ください。第４章の目標達成のための具体的な取組について説明します。この５

0 ページから始まる第 4 章ですが、計画における 17 の基本計画ごとにまとめたものになっております。

本日は時間の関係もございますので、各基本目標における重点項目の説明と、新たに次期計画から加わりますボランティア体制の充実について説明いたします。

では、51 ページを御覧ください。現行計画の取組において、次期計画の基本計画の取組に反映する現状と課題について記載しています。

重点項目の 1 つ目、支援チームによる支援体制の整備についてですが、現状と課題として、令和 4 年 4 月に開設した総合相談支援センター「えしこに」について、相談支援体制を整備することができたこと、今後の方向性を定めることができたという現状に対して、関係各課でチームを編成し、全市的な総合相談支援体制を目指すに当たり、関係機関とのこれまで以上の連携が課題として上がっております。この課題の解決のために、52 ページに示します 3 つの取組、こちらを実施します。

続きまして、67 ページを御覧ください。基本目標 2 の重点項目である社会的孤立の防止についてです。「えしこに」に寄せられる複雑化した福祉課題の背景には社会的孤立があり、それを防ぐ必要があります。2 つ目の重点項目として、課題を抱えていても自ら発信ができない方、身寄りがなく親族と疎遠になっており相談相手がいない方など地域で孤立している方に対する支援の取組を実施します。

続きまして、84 ページを御覧ください。基本目標 3 の重点項目である福祉意識の啓発・福祉教育の推進です。地域共生社会の実現には、様々な研修を通して地域住民や活動団体、児童生徒などを対象に啓発を行っていく必要があります。また、福祉分野への理解を早期から進めるために様々なテーマで福祉教育を推進していく必要があります。85 ページには、今後実施していく研修会の内容や各種学校と連携して実施していく福祉教育の取組を掲載しております。

次に、90 ページを御覧ください。新しく基本計画として掲げるボランティア体制の充実についてです。ボランティアに関する取組につきましては、現行計画でも様々な基本計画の取組として実施をしてきましたが、次期計画ではそれらの取組をまとめ、ボランティア活動の促進からボランティアセンターの体制強化まで、広くボランティアに関する取組に力を入れていきます。

基本計画は 17 掲げており、各基本目標における重点項目と新規の説明をいたしました。合計 78 の細かい取組を次期計画では市と市社協で協働して実施していきます。

92ページを御覧ください。ここからは本計画に統合しました重層的支援体制整備事業実施計画の内容となります。

地域共生社会の実現のためには、属性を問わない様々な福祉課題を抱えた方を支援していくために重層的支援体制を整備していく必要があります。ここでは重層的支援体制整備事業として実施する各種事業について述べています。

この事業には5つの事業がありまして、1つ目、包括的相談支援事業、2つ目、参加支援事業、3つ目、地域づくり事業、4つ目、多機関協働事業、5つ目、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業です。それぞれの事業の詳細については記載のとおりです。こちらに記載している内容につきましては、令和7年度実施予定の内容を記載しています。それぞれの事業について、年度ごとに変更していくことも考えられますが、必要に応じて内容の変更を実施します。

続きまして、98ページ、第5章に入りますが、計画の推進に向けての体制を載せております。各取組について、市と市社協が協力して進捗管理を実施していきます。また、計画を進める中で明らかとなった地域課題については、解決に向けて地域福祉庁内検討会議や社会福祉審議会にて協議し、政策案の検討や事業化の検討を進めていきます。

最後に、99ページでは、計画の管理体制について述べています。毎年、推進委員会を実施しまして、計画の内容について協議し、必要に応じて見直しを実施していきます。

事務局からの説明は以上となります。

○尾崎会長　ありがとうございます。

来年度に向けての地域福祉計画の見直しについて説明をしていただきました。

今の説明についてでも結構ですし、米子市の福祉の現状とかで、日頃感じておられることでも結構ですが、まずは説明についての意見とか質問とかがございましたらお願いいたします。

今、説明していただいた内容に直接関わっていないことでも結構ですが、米子市の福祉について何かお考えのこととか、御意見ございましたら、それも含めてよろしくお願いたします。

○川内委員　大阪健康福祉短期大学の川内です。よろしくお願いします。

資料を事前に送ってもらって、ざっと見た感じなんですけど、それについてお話をしたいです。

まず、資料1－(1)のほうの裏面の基本理念のところなんですけど、1番の真ん中の緑

のところでは、真ん中の、市民一人ひとり・地域に期待することで、4行目、「虐待かも」と感じたら、ちゅうちょせずに専門機関に通報、相談しましょうとあるんですが、この資料は恐らく一般市民も閲覧するものなので、私たちだと専門機関といったら児童相談所か、緊急の場合は警察ということが分かるんですが、ここに一言、児童相談所等の専門機関に通報、相談しましょうとしたほうが、どこに言ったらいいのかが分かりやすいかと思います。人によっては保育所なのか、地域の小学校なのか、中学校なのかと思ってしまいうのですが、情報としては児童相談所が一番早く知りたいと思うので、そういう相談機関の例を加えるほうがいいと思います。

隣の企業・事業者・団体に期待することの緑の欄の下から4行目なんですが、中間的就労に資する社会事業に協力しましょうとあるんですが、中間的就労というのが、やはり一般の方には理解しにくい可能性があるんで、ここに就労訓練事業等を中間的就労としたほうが、どういうことなのかが分かりやすいと思います。就労訓練事業に関する法律もできたことですし、そういう言葉を付け加えるとイメージしやすいと思います。

これは表記の問題ですので、内容的には特に問題はないと思います。

あと、ほかのところで気になったのが、日常生活圏域が中学校区域、おおむねなんですが、そういうところで編成されているんですが、弓ヶ浜地区であるとか淀江であるとか、西伯のほうはかなり中学校圏域というとなってしまうので、そこをどういうふうにくまなくまとめていくのが今後の課題になるのではないかと思います。そのところを市民の方が納得いくような説明をもう少し加えられたらと思います。

あと、次、資料の1-(2)ですが、13ページの9、各福祉分野の方向性の(3)子ども・子育てですが、こども基本法では、教育施策、医療施策、就労施策の3本柱となっているんですが、子育て世代だけの支援になっている感じがあって、本来は子どもが大人になるまでの支援だと思うんですが、この(3)の2行目からは、子育て期にわたり切れ目なく子育て世代を支援するため、学校、幼児教育・保育施設、医療機関、児童福祉施設、子育て支援センター、児童相談所とあるんですが、就労に向かうまでの子どもというのが、これだけでは見えてこないかなというものがあるので、妊娠期から誕生して就労につながるまでに米子市では子どもさんをどういうふうに見ていくかというのを、もう少し分かりやすく説明ができればいいなと思いました。

次に、14ページですが、ここに子ども食堂と出てきているんですが、大体、子ども食堂というと子どもの貧困対策みたいなイメージがあるんですが、私がいる松江市のほうで



は、子ども食堂という名前があったり地域食堂という名前があります。地域食堂というのは、子どもだけでなく地域の大人も参加できる。例えば御高齢の方が友達同士誘い合って子ども食堂に参加できるというイメージを持たれているそうです。子ども食堂というと、子どもとその保護者までは来られるけど、子どものいない大人は来れないっていうイメージになってしまうので、地域食堂という呼び方もしているところがあります。

あまり貧困家庭の子どもみたいにしてしまうと、あそこは貧しい家の子どもが行くところだというようなイメージを持たれてしまうので、地域の子どものであれば誰でも来られるようにということで、公民館単位ですが、そういうふうに誰でも来ていいよということと呼びかけています。子ども会的なイメージになってしまうんですが、保護者以外の方が世話する子ども食堂みたいなイメージで、松江市の市社協さんとかもかなり協力をしています。

次に、21ページですが、障がい者の状況で、2017年頃に急に障がい者数が減っているんですが、これは障害者等級の変更で、人工関節だけであるとかペースメーカーを入れているだけとかは障がい者と認定されなくなったために数が減っているだけで、やはり人工関節を入れている方であるとかペースメーカーを入れている方はそのまま、障がい者の認定はされていないけれどもいるんです。いるので、そういう方にもどういった支援ができていたかっていうのも、障がい者でない人の困り事をどう受け止めるかっていうのも、どこかに考えて書いていければと思います。

次に、43ページですが、(3)の未来へつながる人づくりとして、福祉教育で、「地域への愛着や地域福祉活動への参加意欲が醸成されるような福祉教育」と書いてあるんですが、地域社会というと、地域への愛着は郷土教育のほうにも引っかかってくると思うので、そのところの整合性、学校教育との兼ね合いはどのようにうまくやっていくのかなと思いました。

54ページ取組の欄ですが、7番目のところで、子どもに対する切れ目ない支援というところで、やはり切れ目ない支援、シームレスな支援というのは、子どもが大人になるまでというイメージがありますので、保幼小連携だけでは物足りない感じが 있습니다。ここをもう少し膨らませて、高校を卒業するまでに米子市でどう見ていくかみたいなことも入れていければいいと思いました。

やはり小学校から中学校にかけての支援は何かできないかと思いました。やはり子どもたちも精神的に不安定な時期になりますので、そういうときこそ特別な専門的な支援がど

こか必要なところが見えてくると思います。

次に、65ページ、取組の29番ですが、鳥取県では路線バスの料金を半額というように決めているらしいんですが、松江市では全額無料です。介護者も無料になります。昨年度ぐらいまでは、こういうバスカードで磁気カードが、障がい者用に無料カードがあったんですが、この磁気カードはバスのほうがやめたので、今この無料のI C O C Aのカードを障がい者の希望者に配布するシステムを使っています。半額から無料にするというのは、かなり財政的にも予算などの関係で難しいところはあるんですが、やはり将来的には、障がい者の人は結構バスを使う人は何度も使うかもしれないので、無料化にするみたいな方向を何年かけてでもしていただければいいかなと思います。これは障がい者の立場からです。

あと84ページ、下の四角の水色の欄なんですが、市社協の役割として、幼い頃から、学校とも連携しながらとあるんですが、保育所との連携は入っていないのかと思いました。幼稚園は法規上は学校になるので、学校というと幼稚園は含まれるんですが、保育所ってということが抜けていますので、保育所も入れてほしいなと思いました。

大体以上です。

○尾崎会長 ありがとうございます。いろいろな御意見ありがとうございます。

今の御意見について、何か事務局でありますか。

○谷口主任 失礼いたします。福祉政策課の谷口と申します。

このたびは本当にいろいろと御意見いただきまして、ありがとうございました。

おっしゃるように、再度検討しないといけないなというところもございましたので、またいただいた御意見は課内や社協とも一緒に検討させていただきたいと思います。

私のほうから1点、43ページの未来へつながる人づくりのところ福祉教育のことに触れておりまして、ここで郷土、地域への愛着を生むということについては、郷土教育にも関わってくるので、学校でどのように教育をしていくかというのを、整合性をどうされるのかなというように御意見いただいたと思うんですが、社協のボランティアセンターのほうで福祉教育プログラム集というものを今年度作成させていただきました。まだ11ぐらいのプログラムしかないんですが、いろんな施設に見学に行ったりとか、あとは車椅子体験とか、今やっているようなものも含めているんですが、それ以外にも今後プログラムとしてやっていかないといけないなということで今意見が上がっているのが、それぞれの地域ごとに地域の方にゲストティーチャーになっていただいて地域の魅力を伝えていった

りとか、実際に学校で学んだことを地域活動の中で実践していくような場面も地域の方と一緒にやっていかないといけないというような話もちょうど今出ているところでして、次年度以降、プログラムの改訂に合わせてその辺りも盛り込んでいかないといけないかなと思っていますところでは。

ですので、地域ごとにいろいろな特性があったりいろいろな活動がありますので、そうした活動者と一緒に学びを深めていくようなところを社協と一緒にプログラム等を立てながら、あとコミュニティ・スクール等も連携が図れるところは図りながら進めていきたいと考えているところです。

○佐々木係長 福祉政策課、佐々木です。最初に御質問いただきました、この資料1－(1)の「虐待かも」と感じたら、ちゅうちょせず専門機関に通報、相談しましょうというところですが、こちらA3の見開きのものは、今、概要版として作成しているものでして、説明に用いさせてもらったものです。この資料1－(2)、分厚い冊子の57ページを御覧いただきましたら、虐待やDV等に関する通報先・相談先というところで具体的な連絡先を載せています。この量になりますので、概要版には載せることができなかったの、こちらに掲載という形になりました。

続きまして、中間就労に関するという、言葉の説明が難しいんじゃないかという御意見をいただきましたが、こちら清書、本を作成するときには、分かりづらい言葉であったり専門用語につきましては注釈を入れまして、市民の方どなたが御覧いただきましても理解できるような内容にかみ砕いて、下に注釈をつけようとは思っております。

私からは以上になります。

○渡部課長 たくさんの御指摘、御意見いただきましてありがとうございます。

最初に表記のことを何点かおっしゃっていただきましたけども、この計画、市民に見ていただく、市民に広めたいと思っている計画でございますので、表記とか表現方法についてはいただいた御意見も参考にしながら改善していきたいというふうに考えております。

それから、川内委員、御専門ということで、子どもの関係の意見を何点かいただいております。今、米子市では、来年度に向けましてこども計画の策定も行っているところでございます。このこども計画の素案についても、来月こちらで御審議をお願いしたいというふうに今、考えておりますけども、そういった計画との整合性も取りながら、この“つながる”福祉プランも改訂を進めたいと思っております。以上でございます。

○尾崎会長 ありがとうございます。

いろいろ詳細に見ていただいて、有用なコメントをありがとうございます。

そのほか皆様方のほうから意見とか質問、提案、その他ございますでしょうか。

○齊木委員 すみません、認識不足で。お尋ねしたいんですが、今この資料1－（1）の裏側に書いてある、「市民一人ひとり・地域に期待すること」っていうことで、何々しましょう、何々しましょう、何々しましょうという形で書かれているんですが、これは市民の方にどういう形で目に触れるんでしょうか。市報とかにこれが掲載される、あるいはホームページとかに、どういう形でここに書かれていることが、その市民一人一人だけではなくて企業・事業者・団体に期待することっていうことなんですが、何々しましょうっていう、そういう形で書かれているんですが、どういう形で目に触れるんでしょうか、私たちというか、市民の人に。

○佐々木係長 御質問ありがとうございます。

こちらですが、最終的には製本しまして、この分厚い冊子のものと、あと概要版というところで、ちょっと見やすいこちらのA3のものを少しまとめたものを準備しまして、あと、ホームページにも掲載します。事業所にもお配りいたしますし、必要に応じて説明会等も開催を予定しております。というところで、広く市民の方の目に触れるように、今方策としては考えているんですが、いろいろ御意見いただけたらというところも一つあります。広く市民の方にやはり知られないと、こういう意識づけというところも難しいところになりますので、そこはこれから検討していくことを考えております。

○齊木委員 なかなか、冊子になるとどうしても手が出にくいっていうか、私なんかもう、何か面倒くさいなとかって思ってしまうし、ホームページも、意識というか何かそういう気持ちがないと、なかなか、すみません、開かないです。例えば、ここで、公民館で行われる各種講座に参加するなどっていうこと、学習の機会ということで、例えば、公民館だよりを時々見ると、公民館が独自でいろんな講座をされていたりとか、それから、回覧板で回ってくるのに、交通安全の何とかというような形で回ってきて、それなら、少なくとも、回覧板で回ってくるものには、家庭の誰か一人は目にするだろうなって思います。あまり、何か敷居が高いっていうわけではないんですが、なかなか手の出しにくい形での広報よりは、もう少し手軽に、身近に感じられるような形で広報をしていただけたらうれしいと思います。

○尾崎会長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

○徳岡委員 この資料を私もずっと見させてもらったり、いろいろ考えるところもあって、本当に丁寧に数値目標を上げながら、膨大な、78項目ですけど、まとめられているなど感じました。これが実際に、本当に市民の人たち一人一人につながって、本当に困った人の生活が安心していくものになってほしいなっていう、思いを込めて私もずっと読んでたりしてるんですが、それを感じました。

それと、私は実際、今、地域で、ほかの法人さんと一緒に重層的な支援体制というところで、実際に電話を持ったりしながら、任意ですがさせていただいてる中で、えしこにさんの協力があったり、市社協さんの協力があったり、本当に少しずつの力で、微々たる力ですが、やっぱり貢献できてるっていうことを実際に感じてます。ここに出ている市民一人ひとりのほかに、企業とか、事業者とか、団体、その協力も本当に全体として必要なことかなと思うと、このところにも少し、力を入れるというか、広報をしていただいて、みんなで協力し合える、そういうプランがいいのかなって思ったりしています。

○尾崎会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問ございますでしょうか。

○廣江委員 ありがとうございます。あんまり詳細に読んでないですし、聞き漏らしているのかもしれませんが、例えば、52ページである基本計画の重点目標の、項目別で分けてます。この計画書に詳細に記載する必要はないと思うんですが、例えば、チーム支援という総合相談支援体制の充実っていったときに、何をもって充実したと言えるのかってことです。例えば、それは相談時間数が増えたということになるのか、人員を増やしたということになるのか、特にこういう計画ですので、総花的になる部分は仕方ないと思うんですが、特に重点項目として上げてるところについては、部内等でも結構だと思うんですけど、じゃあ、5年間でソーシャルワークをどのぐらいまで増やさなきゃいけないのかとか、そういう具体的な、もちろん予算があったりいろんなことがあったりしますので、できる、できないっていう話はあるんですが、そういう、一つ一つを数字に落とし込んでいかないと、5年後の計画も同じ計画が立ってしまうっていうことも十分ありますので、やはりこういう課題があるものを、全部が多分潰せるっていうのは難しいと思うんですけど、1つ、2つ、できる範囲で少なくしてまた次のステップに行っていくという。そういうことを少し心がけながらというか、配慮しながら計画を立てていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○尾崎会長 ありがとうございます。

そのほか、御質問、御意見ございますでしょうか。

○野坂委員 すみません、この福祉計画プランについてよりも、米子市の将来、人口が減る、あと、米子から出て行った若者が帰ってこない、出産数が少ない、子どもが育ってもいなくなるというような、今後の将来についてを見つめた後に、米子市が、それこそ、99ページにあるPDCAサイクルは計画のためのPDCAサイクルで、米子市自体が持続的に可能になっていくためにはどう取り組むかみたいな、何かこのプランがあって、かつ米子っていいとこだよなって思っ住めるようにするためにはみたいな、何かもうちょっと将来が明るく見えるようなビジョンがあると、ああ、米子っていいとこじゃんってなっていくので、具体的な、この福祉プラン、細かいところはたくさんあって、確かにいいけど、じゃあ、将来どうなるの、誰が担うのみたいなところになってくると答えが見えてこないもので、市長さんでもいいですから、何か、米子はこういうふうになるんだよ、少なくともじゃなくて、こういうところだから皆さん帰ってきてねとか、米子出身の人は米子で介護、死ぬまで生きていこうみたいなところのビジョンがここにちょっとでも入ると、先が見えてきて楽しいんじゃないかなと。こう見ながら、福祉プランはいいな、いいなって言うけど、じゃあ将来どうなるのっていったときに、答えが出てこないっていうのが、そこら辺の答えみたいな、取っかかりのような、希望が見えるような言葉でもあるとうれしいかなと。脱線しましたが、そんな意見も思っています。

○尾崎会長 ありがとうございます。

何かその辺りはありますか、事務局に。

○渡部課長 ありがとうございます。この地域福祉計画・地域福祉活動計画につきましては、地域福祉の推進、地域共生社会の推進ということをつくっておりますので、やはり各地域で住みやすい町をつくっていくということが全体の理念としては持っているところでございます。将来のビジョンが見えるようなという御意見でございましたが、各取組としましては、一例になりますが、福祉教育の充実ということで、やはり、小さい頃、小・中学校の頃からそれぞれ地域への愛着を持つであるとか、そういったところを目指して福祉教育を推進していくというような取組でありますとか、そういった将来に種をまくじゃないですけども、そういった取組も中には幾つか、一応入れているところでございます。

今、米子市では、米子市の総合計画、米子市まちづくりビジョンですが、基本10年計画ということになりますが、今、中間の5年が終わるところでございまして、こちらの改訂作業も市で行っております。この地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、もちろ

ん市の最上位計画であります、そういったまちづくりビジョン、これについては、将来どういった町を目指していくかっていうことが記載されておりますので、これと整合性を取りながら、今策定も進めているところでございますので、野坂委員からいただきました、将来どういった将来像を、米子市の将来像が見えるかというところにつきましては、そういったまちづくりビジョン、それから、地域福祉計画の中でも見えるようなことを少し考えていきたいとは思っております。以上です。

○尾崎会長 ありがとうございます。

そのほか、質問、御意見ございますでしょうか。

○野坂委員 追加ですが、福祉自体が推進というわけで、福祉自体は上から施してもらうようなものっていうイメージがあると思うんですが、福祉に参加すれば、自分たちのお金を得られて生きていけるみたいな、事業化みたいなところまでは食い込んでいけないでしょうか。米子で頑張って福祉がよくなれば、町全体が潤って。

どこだったかな。福祉に携わって事業化して食べていけるから、福祉がどんどん充実して事業化して、逆にみんなよくなっていくというようなモデル的な市町村がどこかにあったような気がするんですけど。米子市全体がそのようになれば、福祉も充実できるし、そこでもうかると、食べていけると言えばみんな帰ってくるんじゃないかなと勝手に思っちゃったので、すみません。

○尾崎会長 ありがとうございます。

今、小西さん手を挙げておられたような、違いましたっけ。

○小西委員 挙げてないかもしれませんが、いいですか。

○尾崎会長 どうぞ。

○小西委員 すみません、2点教えていただきたいことがありまして。1点が、72ページに、官民協働・福祉以外の分野との協働って書いておられて、事業者や企業への働きかけというようなことも書いておられるんですけど、何か福祉以外の分野の民間企業が何かできることっていろいろあるだろうなと思いながら、すみません、その意見を言うのが私の立場になるかもしれませんが、私だけではなかなか、今のところそんなにいろいろ思いつくわけじゃないので、何かそういう意見交換の場みたいな、何かいろいろと地域福祉、ワークショップをやっておられますけど、どちらかっていうと、もう学生さんとかだったりとか、あと、地域の公民館の方だとか、何か民間企業の、経営者じゃなくてもいいのかもしれませんが、ある程度裁量権を持っている人だとか、あるいは、アイデアを出せる若

手の人でもいいのかもしれませんが、そういう意見交換の場、そういったことを何か考える余地っていうのはないでしょうかっていうのが、もし何かされていることがあれば教えていただければというのが一つ。

もう一つは、米子市の中で、福祉以外の分野、例えば、経済部さんとかの民間企業を管轄されてる部署とか、あるいはまちづくりの、ウオーカブルとかいろいろやられていますけど、それとか、あと、だんだんバスとかもあると思うんですが、そのまちづくりの中でも、いろいろバリアフリーのことが求められていくと思うんですが、何かそういうところの連動っていうのは、どういうふうにされているのかっていうのは、あるいは、そういうところがこういうものに盛り込まれている部分があるのか、あるいは別のところで何かされているのか、教えていただきたいと思うんですが。

○尾崎会長　ありがとうございます。

何か事務局のほうからありますか。

○森本課長　ありがとうございます。社会福祉協議会の森本です。

事業者や企業への働きかけということで、地域活動等について、事業者や企業の方にも御協力いただいて、企業としては地域貢献というような形で御協力をいただくということをお私達も目指してるところです。全てではないんですが、地域によっては、地区の中でいろんな、これから自分たちがどんな活動をしていこうかっていう計画を立てていただいている地区もありまして、そういった計画の委員さんのメンバーの中に、地元の会社だとか企業みたいなところも少し入っていただいて、地域貢献、どんな形でできるかなっていう話合いに一緒に入って、地域がどうやったらよくなるかなという話合いの場に一緒に入っていただいたりということもありますし、また、具体的には、以前に子どもたちの高齢者の疑似体験みたいなことをスーパーでさせてもらったりですとか、公民館の子どもたち向けの講座に地元の企業が協力して、何か先生としてやっていただいたりみたいなこともしていただいています。少しずつではあるんですが、そういった企業と地域とをつなげるような取組も進めているところですし、今後、こういうところをもっと広げていって、それこそ地域活動を充実させるために、住民だけではなくて企業や事業所も一緒になって取り組んでいただけたらなというふうに考えているところです。ありがとうございます。

○佐々木係長　あと、福祉分野以外との、市の中での部門との協働というところをもう一つ御質問いただいたんですが、例えば、資料１の（２）の８９ページを御覧いただきますと、細かい取組になるんですが、地元就職の強化ということなんですが、経済部の経済戦



略課と協働しまして、この取組の担当課に入っていただきまして、それで、地元若者であったり、県外に住んでる学生だったり、県外で働いている方というのを戻ってきてもらうように、そういったイベントを開催するということ、例えば、そこで福祉の事業所の紹介をしたりとか、そういったところを一つ考えているということ、地元就職の強化という取組。

そして、65ページになりますが、取組としましては26番なんですが、障がい者の就労支援・雇用の促進というところで、担当課、障がい者支援課、経済戦略課となっていて、この内容のところなんですけども、一番下の点ですね、新規学卒者のうち、障がい者等、就職について特に支援を必要とする人に対して、就職支度金を支給し、雇用の安定及び促進を図りますというところで、実際に、仕事に就くときに、少し準備金として支給する、そういったところで、経済的な負担を減らすというところで、経済戦略課の事業としてございまして、そういったところと一緒に取組として進めていくというところで、このように、福祉保健部以外の分野との協働というのは、今上げたら、あるんですけども、そんなところで、この福祉計画、福祉保健部だけではなくて、市全体で、そして、市社協も一緒に取り組んでいくというところですので、また、詳しい取組等は中にございますので御確認いただけたらと思います。

説明としては以上になります。

○尾崎会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか、質問でも御意見でも結構です。

○徳岡委員 すみません、先ほどの小西委員さんからの企業のということで、法人、社会福祉法人でしたら市社協さんですかね、法人連絡会というのをしてくださってて、そこに20幾つの社会福祉法人が入って、そこで連携を持って、何でも、何でしたっけ、お助け……。

(「お助けネットワーク」と声あり)

ネットワークっていうようなのができて、それにうちの法人も入らせていただいている、法人さん同士での福祉の関係だと、講師ができるとか、物の貸出しができるとか、場所を提供できるとかっていう、そういういい連絡会をつくってくださっていて、かつ利用させていただいてるんですが、言われるように、ここに目標として上げられてても、企業さんとの連携って、なかなか、やっぱり福祉としてもないので、でも、ここに上げているいろんな連携の中で、例えばメンタルヘルスであったりとか、下のピンクのところではボ

ランティア活動とか、それは福祉だけじゃなくて、いろんな企業さんとも連携してできることが多分たくさんあると思うんです。例えば、そういうのを企画をしていただくとか、つなぐ企画をしていただくというのも、もしあれば、こういうことに積極的に関わりたいという企業さんと、例えば、福祉の法人なんかとがつながって行って、新たなそういう地域の支援体制ができるっていうことも変わってくるのかなっていうふうに感じました。

○尾崎会長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

政木委員さんも何かございましたら、お願いいたします。

○政木委員 私ども、一緒に社協としてこれをつくった立場ですので、なかなか、ここでは、申し訳ないですけど。

○尾崎会長 なるほど、当事者の。分かりました。ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

そうしたら、私から、二、三、気づいた点があったので、意見になかったので言わせていただきますけど、62ページの20番の表現で、何か、ひきこもりになる人は精神障がい者だけのよう表現にも取られかねないので、ここはどうかなと。であれば、ひきこもりというのは、多分、重点施策の中の67ページの社会的孤立にも出てくるのかなと思っただけで、その中の一部の前段階である不登校とか、そういった子どもたちの世代からの孤立・孤独のことがなくて、どうしても自死とか孤独死のイメージが強いなという印象がありました。もっと若い世代でも孤立・孤独というのはあると思うので、そういったケアもあっていいのかなと。ヤングケアラーのこととかいろいろつながってもくる問題あると思いますので。

今日も行ってたんですけど、産業医とかしてると、いろいろメンタルその他で問題のある従業員が家庭内介護の、高齢の親を抱えていて、その制度とかよく知らなくて、助けを求めるところも分からなくて、自分だけでにっちもさっちもいなくなってる人も時々いるんですね。メンタルでなかなか就業がうまくいかない人の家にそういう問題があったりするんで、その辺りの、そういう方も多分孤立・孤独だと思いますし、結構広い概念で大事なところなのかなと思って見させてもらいました。

それから、全体にわたることなんですけど、やっぱり多様性の社会だって言われてるし、日本で生まれ育った人でも福祉の支援が必要な人は、結構、いろんな意味でのリテラシーが、行政の文書が理解できないとか、申請書が書けないとか、そういう方も結構、日本で

生まれ育った方にも多いと思うので、トータルで、全体を市民に届けるときには、やはりやさしい日本語とか、誰が見ても理解できる、そういうところがあるといいかなと思って見させてもらいました。

いろいろな御意見ありがとうございました。

そうしましたら、この米子市地域“つながる”福祉プランの改訂について、今日出た皆様からの貴重な意見について、改訂のプロセスにお伝えさせていただいて、よりよいものにつくっていただくようにっていうことをぜひ進めていただきたいと思っております。どうもいろんな御意見ありがとうございました。

続きまして、2つ目の議題でございます。

議題の（2）米子市成年後見制度利用支援計画の進捗について、事務局より説明をお願いいたします。

○野口主任 米子市福祉政策課の野口と申します。米子市成年後見制度利用支援計画の進捗について御説明させていただきます。

本計画は、意思決定に困難のある方について、できるだけ御自身で意思決定ができるように成年後見制度の利用を含めた各種支援の取組であったり、そのための体制整備の在り方を明らかにしてその具体化を目指すものとして、令和3年3月に策定いたしました。ここから、令和5年度の本計画に基づく取組について御説明させていただきます。

まず、1の（1）です。成年後見制度の一次相談対応といたしまして、福祉政策課内の総合相談支援センター「えしこに」を成年後見制度の中核機関と位置づけまして、成年後見制度に係る市民の方や、支援機関の方からの相談への対応を行いました。令和5年度は、1年間で50件の相談をいただきました。

相談内容の一例を個人情報に配慮した範囲で御紹介させていただきますと、病院さんから、認知機能が低下している状態の入院患者の方が成年後見制度を利用することを検討できないかという御相談であったり、地域包括支援センターさんから、将来的に成年後見制度の利用が見込まれるといった関わりのある高齢者さんについて制度の説明をしてほしいということであったり、既に御親族の方の後見人をされていらっしゃる親族後見人さんから、将来的に後見人を交代することになった場合どうすればいいのかといった例えば手続の情報について教えてほしいというような御相談が、一例ですが、御紹介させていただきます。

次に、（2）の中核機関による支援体制の構築と市長申立ての実施といたしまして、先

ほどの一次相談対応を行ったケースのうち、実際に成年後見制度の利用であったり、米子市長による市長申立てを実施する可能性があるケースにつきましては、チーム会議というものを随時開催いたしまして、情報の共有であったり、支援方針、役割分担等の調整を行いました。実際に成年後見制度の利用が必要と判断したケースにつきましては、可能な限り御本人さんと面談して、御本人さんの意思を確認した上で市長申立てを行うよう努めました。

令和5年度は、市長申立てを13件行いました。これは、令和4年度から継続して相談を受けていたケースもあります。市長申立て件数は令和5年度は13件で、括弧内に、市長申立てのうち申立て費用の助成を行った件数として、これは次の（3）との関わりがありますが、御自身の財産状況からは申立ての費用を支払うことができないといったケースにつきましては、米子市の助成金という形で申立てを行う際や、報酬のお支払いについて助成を行っております。

（3）のほうの成年後見制度利用支援事業の実施というところで、生活困窮等の経済的な理由によって成年後見制度の利用をためらってしまうというようなことがないように、利用支援事業を実施いたしまして、市長申立てに係る費用や、第三者の成年後見人等がついたときに支払う報酬の助成を行っております。後見人等への報酬助成の状況といたしまして、令和5年度は13件の助成を行い、助成金額は表のとおりです。

次、（4）です。中核機関についての周知活動として、総合相談支援センター「えしこに」が作成しておりますパンフレットに成年後見制度の相談窓口に関する項目を設けて周知を図っております。また、地域包括支援センターの職員さん、一般相談支援事業所の職員さんといった方々を対象とした研修会を開催するなどして、中核機関とその活動、また、成年後見制度そのものについての周知活動等を行っております。

（5）の、市民後見推進事業の実施についてです。市民後見人というのが、いわゆる被後見人等の方を身近な立場から支援する方々でして、親族でもなく、かといって、いわゆる専門職の方々ではない方々のことを市民後見人と言いますが、そういった方を養成することを目的としまして、市民後見人養成講座を平成24年度から継続して行っています。令和5年度の市民後見人養成講座では22名の方が修了され、成年後見制度についての基礎知識を深めていただいたり、後見の実務活動についての技能の習得をされました。また、制度周知と理解の促進を目的といたしまして、市民後見フォーラムというもの、昨年度、令和6年3月に行いまして、このときには「身寄り問題と市民後見人」というタイトルで

鹿児島から講師の方をお招きいたしまして、講演会というかたちで市民後見フォーラムを開催させていただきました。

以上が令和5年度の事業内容の報告です。

続きまして、2番の令和6年度取組について御紹介をさせていただきます。令和5年度取組内容を踏まえ、今年度、次の取組を重点的に実施しております。

まず1つ目、成年後見制度の一次相談対応と利用支援事業について、昨年度から継続しているところではありますが、現在構築されている中核機関による一次相談対応から、チーム会議を行っての御本人についてのアセスメントや、必要に応じて市長申立てをしていく流れを活用し、取組を継続していきます。

また、1番の(3)にもありました、申立て費用や報酬の助成についても継続して行い、成年後見制度の利用が必要な方、支援が必要な方について、制度の利用が経済的な理由で阻まれることがないように努めてまいります。

2番の(2)の成年後見制度や中核機関についての周知活動では、令和5年度までの活動を継続いたしまして、介護や障害分野の相談窓口である地域包括支援センターさん、一般相談支援事業所さんや、それ以外の市民の方々に向けても制度の適切な利用、中核機関の相談窓口があるんだということについて周知を行っていきます。

(3)の市民後見推進事業の実施についてです。こちら、昨年度同様、市民後見人養成講座、市民後見フォーラムを行う予定としております。現在、市民後見人養成講座、今年5月から開講しておりまして、令和6年度は現在17名の方が受講してくださっています。このような活動を継続いたしまして、権利擁護人材の育成及び確保に努めてまいります。また、講座修了者、既に講座を受けられて、知識、技能を深めていただいている方々に向けての、また新しい各種講座であったり、今後の実際の後見活動についての情報提供をしていき、実際の制度の周知、啓発、また、人材の確保に努めてまいります。

事務局からの報告は以上です。

○尾崎会長 ありがとうございます。

今の説明に対して、委員の皆様方から御意見や御質問、ございますでしょうか。

どうぞ、野坂委員さん、お願いします。

○野坂委員 これの、市長申立ての部分でいくと、単純に計算してみて、1件当たり20万強みたいな感じで数字が出てるんだけど、だから、市民後見人の資格を取られた方で、後見になられた人にもそれぐらいの支給みたいなのはどっかであるんですか。そういう、

市民後見人になられた方は受講して、実際に業務に当たられたときに、報酬みたいなものがあるのかなのかみたいなどころ、教えてもらえれば。

○野口主任 制度上のお話にはなりますが、市民後見人の方であっても報酬を受け取ることは可能です。実際、報酬額については家庭裁判所が決定する事項になっていまして、実際に後見事務をされた方が家庭裁判所に事務の状況や、御本人の財産状況等々を報告しまして、その上で報酬を基本的には本人の財産から支払うということが原則ですが、報酬の支払いについても家庭裁判所の許可が必要になってますので、報酬を受け取っていいですよという判断については家庭裁判所さんがされるんですが、そこは市民後見人さんでも受け取ることができます。そういったことでよろしかったでしょうか。

○尾崎会長 ほかに。ほかに質問、御意見ございますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○川内委員 鳥取県西部には西部後見サポートセンターうえるかむがあるんですが、それと、市社協さん、また、えしこにさんとの関係について教えてください。

○野口主任 西部後見サポートセンターうえるかむさん、ここの4階に事務局があられますけども、中核機関の事務も一部委託をしております、特に市民後見人養成講座については養成事業として委託をしておりますし、また、先ほどの相談対応の流れの中でも、チーム会議の中にうえるかむさんに参加をしていただいたり、実際のケースの対応について、市町村の中核機関とうえるかむさんとの相談の上で行っていたりというところです。

○尾崎会長 お願いします。

○政木委員 当局ではないんですけど、私のほうからも。市社協は、うえるかむの会員のひとつとして、幾つの会員があるかが私も把握してないですが、現在1名の方の成年後見を受任しております。この前の大きな資料の60ページにあるんですが、市社協の、16番はこういうことで1名受けてます。もともとは、18番の日常生活自立支援事業っていうのを、金銭管理をやってまして、その方が高齢になったため、意思判断ができなくなったということで、私どものほうが成年後見制度の受任をしてるということです。これを受けるには、今、職員が2名研修に行きながら体制を整えているところですが、なかなか一挙にたくさん受けるというわけにはまだいかないようでして、徐々に研さんを積み重ねて対応できたらなというふうに思ってます。

○川内委員 ありがとうございます。

○尾崎会長 ありがとうございます。

そのほか、御質問、御意見ございますでしょうか。

どうぞ、川内委員さん、お願いします。

○川内委員 厚生労働省のホームページで見つけたんですが、「自分一人ではよく分からない」というものが分かりやすいように説明があるんですが、このパンフレットが厚生労働省のホームページでも探していかないと行き着かないんです。これを、できれば米子市の社協さんのほうで、ホームページなんかには、こういう資料がありますよって、ワンクリックでこれがぱっと見れるようにすると、やっぱり後見人を依頼するにも、その当事者が理解してないと一番駄目だと思うので、こういう資料を活用して分かりやすくするっていうのと、あと、後見になる人も、難しい言葉でいっぱい書いてあるよりもこれをまず最初読んでもらおうと、全体像がこういうことかっていうのが分かりますので、こういう資料の活用なんですけど、一つ問題がありまして、最後のほうのページに、それぞれの市町村でこういう、いろいろな窓口がありますって書いてあるんですが、米子市の場合はここここみたいな感じで、そういうところを最後に記入するページがあるんですが、ここのページの部分だけは、何か米子市独自につくると分かりやすいかなと思います。今、NHKのラジオなんかでも分かりやすい日本語のニュースとかが始まっているので、特にNHKさんなんかは、そういう、知的障がい者の方への、どういう言葉を使えば分かりやすいかみたいな研究をされていますので、そういうところからもいろいろ知恵を借りて、米子市でも分かりやすい言葉で、先ほども尾崎会長さんのほうから話があったんですけど、リテラシーの問題として、発信する側からもどうやったら分かってもらえるかっていうのを考えながら情報提供をしていくと分かりやすいかなと思います。資料を回しますので。

○尾崎会長 いろんなチラシやポスターに、最近は二次元バーコードがあって、スマホで直にそのページに到達できるような増えてきましたから、だんだんスマホを使う世代が高齢になってきているので、対応できる人も増えてきているような気がします。

ほかに何か質問、御意見ございますでしょうか。

根本的なことを聞きます。成年後見人は米子市では全然今足りてないということなんですか。

○政木委員 だと思います。一般的には家族がなったりとかするのが多いんでしょうが、まるっきり身寄りのない方ですよね。

私、実は、何十年か前に両親の成年後見人やりました。認知症で寝たきりになってしまって、意思表示ができなくて、要は、保険の請求とかがまるっきりできないもので、家庭

裁判所で何か講習も受けてたりして、結構、やればやるほど大変だったな。ただ、何年かに1回収支報告を出したりとか、それから、家庭裁判所にまた出向いてというようなことを随分前にやった記憶があります。実際には足りないんじゃないかなと思ってます。

○尾崎会長 需要を掘り起こしてない部分もあって、さらに足りないんじゃないかみたいなところはあるんでしょうね。だから、私も何かこの制度の、聞けば大事だなと分かるけど、名前そのものが、日頃の日常生活で使わない単語だから分かりづらいというのが皆さんあるのかなと思って。

○政木委員 病院でよく聞く話は、急患で運ばれてきたが、誰の同意を、手術をするのにも、本人が全然、で家族がいない、身寄りのない方ですね。そういう方の支払いも、それから、退院の手續にしても、そういうことが一番困るっていうことは聞いたことがあります。10年前まではそんなことはなかったのに、最近すごく増えてるっていうふうに言っておられました。

○尾崎会長 ということは、市民で成年後見人になっていってという人は、物すごい崇高な思想を持っていらっしゃる方なんですかね。ひょっとしたら他人の人の財産を管理するって、物すごい高い倫理性が要求されるから、それを、報酬があるかないか分かんのにやっていってという人は相当すばらしい人ですね。でも、それが毎年20人前後いらっしゃるっていうのはすごいことだと思う。

○塚田部長 講座は受けていただくんですが、なかなか、市民後見講座はかなり以前からやっているんですが、なかなか市民後見人として後見活動に携わってくださる方っていうのは、実際は、なかなか少ないです。これまで何年もやってきてますから、講座を受けていただいた方はかなりの数いらっしゃるんですが、そうなんです、なかなかそこが結びつけてないっていうところは一つ課題ではございまして、何とかいろいろと取り組んで、講座を受けられた方に無理なく活動につながっていけるような体制づくりというところも考えているところでございます。

○尾崎会長 そういった方が後見活動をしなくても、ここの、資料2の1ページ目にあるような、病院とか福祉関係施設に説明に来てほしいという要望があったら、市職員が代わりに説明に行くとか、そんなことはできないんですか。権限上しちゃいけないですかね。

○松原課長補佐 してはいけないことはないと思うんですけど、やはり、国の制度でもありますし、先ほども説明がありましたように、報酬のことであつたりだとか、お金の面っていうこともありますので、なかなか詳細にまで説明ができないかなというふうに思っ



まして、そういうところで、中核機関であるえしこにの職員なり、必要に応じてうえるかむさんと協力をしながら対応はしているというのが今の実態です。

○尾崎会長 要望があったら説明に来ていただけるんですね。

○松原課長補佐 もちろん、入院していてなかなか出られないとか、例えば、御家族も誰もいないだとかという場合には、御要望があれば行かせてはいただきます。

○尾崎会長 分かりました。

じゃあ、ぜひ、各医療機関や福祉施設にも周知していただくと要望があるかもしれないと思いました。ありがとうございます。

そのほか、何か質問、御意見ございますでしょうか。

そうしましたら、今、いろいろ出た意見をこの制度のほうにフィードバックして、よりよいものにして進めていただきたいと思います。どうもいろんな意見ございます。ありがとうございました。

今日の議題はこの1番と2番ですが、そのほか何か委員の皆様から質問、御意見ございますでしょうか。ありがとうございます。

ないようですが、事務局のほうから、何か報告、その他ございますでしょうか。

(「ありません」と声あり)

ありがとうございます。

そうしましたら、ないようですので、本日の委員会はこれをもちまして終了したいと思います。大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

それでは、これで終わります。ありがとうございました。